

七尾市告示第18号

七尾市雇用確保支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年1月16日

七尾市長 茶 谷 義 隆

七尾市雇用確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条で定義される労働者をいう。以下同じ。）の雇用の維持を図るため、一時的に休業又は在籍型出向を行った場合の賃金等の一部について、予算の範囲内において七尾市雇用確保支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、七尾市補助金交付規則（平成16年七尾市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語は、雇用関係助成金支給要領（平成25年5月16日付け職発0516第19号、能発0516第4号、雇児発0516第9号「雇用安定事業の実施等について」別添1をいう。）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、労働者を休業させた事業主又は労働者を出向により送り出した事業主（以下「出向元事業主」という。）及び当該労働者を出向により受け入れた事業主（以下「出向先事業主」という。）であり、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）

第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年

労働省令第3号。以下「規則」という。)第102条の2及び第102条の3の規定による雇用調整助成金のうち規則附則第15条の4の3の特例の対象となるもの(以下「雇用調整助成金」という。)又は法第62条第1項第1号の規定及び規則附則第15条の4の4の規定による産業雇用安定助成金の災害特例人材確保支援コース奨励金(以下「産業雇用安定助成金」という。)の支給の決定を受けていること。

(2) 七尾市内に本店登記地を有する法人又は住所を有する個人事業主であること。

(3) 市税に滞納がないこと。

(4) 補助金の申請後も事業を継続する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかか
る接客業務受託営業を行う者

(3) 宗教団体

(4) 政治団体

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らし適当で
ないと認める者

(補助金の額)

第4条 雇用調整助成金に係る補助金の額は、判定基礎期間における雇用調整助成金の対象となる休業に係る対象労働者に対して事業主が支払った当該助成金の対象となる休業に係る賃金等の額に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額に10分の1を乗じた額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は法第16条に規定する基本手当の日額の最高額の4分の5の額に10分の1を乗じた額に当該助成金の対象となる休業の日数を乗じて得た額(1円未満の端数

があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか少ない額とする。

2 産業雇用安定助成金に係る補助金の額は、支給対象期間における産業雇用安定助成金の支給額決定において算定された額に10分の1を乗じた額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は法第16条に規定する基本手当の日額の最高額の4分の5の額に10分の1を乗じた額に当該助成金の対象となる実労働日数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、令和8年3月31日までに、七尾市雇用確保支援補助金交付申請書(雇用調整助成金)(様式第1号)又は七尾市雇用確保支援補助金交付申請書(産業雇用安定助成金)(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、出向先事業主の申請に係る書類の提出は、出向元事業主が行うものとする。

- (1) 雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金の支給決定通知書の写し
 - (2) 法人の登記事項証明書の写し(申請者が法人の場合)
 - (3) 住民票の写し(申請者が個人事業主の場合)
 - (4) 宣誓・同意書(様式第3号)
 - (5) 雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金の支給申請書の写し
 - (6) 助成額算定書の写し及び休業・教育訓練実績一覧表の写し(雇用調整助成金の場合)
 - (7) 出向元事業所賃金補填額・負担額等調書の写し及び出向先事業所賃金補填額・負担額等調書及び支給対象者別支給額算定調書(共通)の写し(産業雇用安定助成金の場合)
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定兼交付額確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認める場合は、交付の決定及び額の確定を行い、七尾市雇用確保支援補助金交付決定及び額の確定通知

書（様式第4号）により申請者に通知する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の交付の決定及び額の確定に当たり条件を付することができる。

（補助金の請求等）

第7条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに七尾市雇用確保支援補助金請求書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合は、七尾市雇用確保支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は前条の規定により当該補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。